

後期高齢者医療制度のお知らせ ～保険証(被保険者証)の一齐更新について～

保険証が新しくなります



現在ご使用の保険証の有効期限が7月31日(日)で満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

7月中旬に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら、水色のものをご使用ください。

- ◎新しい保険証の有効期限は、平成29年7月31日(月)までです。
- ◎紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、市役所防災庁舎2階医療年金課医療給付担当までお申し出ください。

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	平成29年 7月31日
被保険者番号	01234567
住所	広城市道合町1丁目
氏名	広城 太郎 男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
交付年月日	平成20年 4月 1日
有効期限	平成20年 4月 1日
交付年月日	平成28年 7月 1日
一部負担金の割合	1割
保険者番号並びに被保険者の名簿及び印	390110110 公印(集)

新しい保険証の色は水色です▲

減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)も新しくなります

現在ご使用の減額認定証の有効期限が7月31日(日)で満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

有効期間は保険証と同じく1年間です。引き続き交付対象となる方には、7月中旬に減額認定証を交付しますので、8月1日(月)から、黄緑色のものをご使用ください。

- ◎新しい減額認定証の有効期限は、平成29年7月31日(月)までです。
- ◎新たに必要となる方は、下記の交付要件に該当することを確認し、印鑑と保険証を持参の上、市役所防災庁舎2階医療年金課医療給付担当へ申請してください。

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証	
交付年月日	平成28年 8月 1日
被保険者番号	01234567
住所	広城市道合町1丁目
氏名	広城 太郎 男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
交付年月日	平成28年 8月 1日
有効期限	平成29年 7月 31日
適用区分	区分Ⅱ
長期入院認定年月日	平成28年 8月 1日 保険者印
保険者番号並びに被保険者の名簿及び印	390110110 公印(集)

▲新しい減額認定証の色は黄緑色です

医療費通知を全受診者へ送付します

これまでは希望者にお送りしていましたが、平成28年9月送付分から全受診者(平成28年1月～6月に受診された方)に送付します。なお、発行時期は従来の9月と翌年3月で変更ありません。

医療費通知のイメージ

受診年月	診療を受けた医療機関等	診療区分	日数	医療費総額	自己負担額
H28年1月	〇〇病院	医科外来	1	18,000	1,800
H28年2月	××薬局	調剤	1	10,000	1,000
合計				28,000	2,800

※確定申告(医療費控除)の際の添付資料としては使用できません。
※この通知は受診状況についてお知らせするもので請求書ではありません。

●医療費通知の活用について

- ・医療費の推移が一目で分かるため、ご自身の健康状態の把握や健康管理に活用できます。
- ・インフルエンザ予防や健康診査など、皆さんの健康保持・増進に役立つ情報が記載されています。
- ・診療日数等に間違いがないか確認しましょう。

後期高齢者の健康診査について

対象となる方に4月下旬に健康診査受診券(はがき)を送っています。健診料が平成28年度から2年間、無料となります。いくつになっても元気で過ごせるように健診を受けて健康管理に努めましょう。

減額認定証の交付対象(以下の区分または区分Ⅲに該当する方)

区分Ⅱ	世帯全員が住民税非課税である方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
	・世帯全員の所得が0円の方 (公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方)
	・老齢福祉年金を受給されている方

※区分Ⅰと区分Ⅱでは、入院時の1カ月の自己負担額等が違います。

問合先 北海道後期高齢者医療広域連合(☎011-290-5601)
市役所医療年金課医療給付担当(☎31-4526)

特殊詐欺にご注意を!

医療費の還付金などがATMで支払われることは絶対にありません。不審電話があった場合には、口座番号などの個人情報教えず、警察(☎9110)や釧路市消費生活相談室(☎24-3000)にご相談ください。

7月10日(日)は、参議院議員通常選挙の投票日です

問合先 釧路市選挙管理委員会事務局(☎23-5151 内線5321)、阿寒支局(☎66-2121)、阿寒湖温泉分局(☎67-2505)、音別支局(☎01547-6-2231)

- 今回の参議院議員通常選挙から、18歳、19歳の方が投票できます
選挙権年齢が18歳以上に引き下げられ、18歳以上20歳未満の方も新たに投票できるようになりました。皆さんの1票を大切にしましょう。
- 入場券の郵送・投票所の確認
入場券は、6月中旬にはがきで郵送しています。投票所名が記載され、投票所は住所によって区分されていますので、ご注意ください。
- 次の投票所が変更となります
・桜ヶ岡7丁目1～38番、桜ヶ岡8丁目および白樺台1丁目1～10番、白樺台2丁目1～8・26・27番にお住まいの方(21投票区の方)は、附属小学校から白樺ふれあい交流センターに変更
・音別原野西1線64・65番地、音別原野西2・3線、中音別1～370番地、共栄1・2丁目、緑町1・2丁目、若草1丁目、(川西、光和)にお住まいの方(67投票区の方)は、林業研修センターから川西会館に変更
- 期日前投票所が開設されます

投票所	期間	時間
市役所1階ロビー	6月23日(木) ～7月9日(土)	午前8時30分～午後8時
阿寒町行政センター		午前8時30分～午後7時
音別町行政センター		午前8時30分～午後5時
阿寒湖まりむ館	7月4日(月)～6日(水)	午前10時～午後5時
コア大空		午前10時～午後5時
コアかがやき		
コア鳥取	7月7日(木)～9日(土)	午前10時～午後5時

「くしろ男女いきいき参画表彰」の推薦を受け付けています

問合先 男女平等参画センター「ふらっと」(☎65-1034)

女性の活躍の促進、子育てしやすい環境の充実、女性のチカラ(感性や視点等)を生かした地域の活性化等、男女平等参画の推進に関わる活動に取り組んでいる個人、企業、団体・グループおよび支援している企業、団体・グループを推薦してください。

募集の対象

- ・釧路市内に在住(在勤)、または、主に市内で活動している次のような個人、企業、団体・グループとします(過去に、国や北海道で同一の功績で表彰等を受けた方は対象外)。
- (1) 起業や地域活動等にチャレンジしている女性や女性団体・グループ
- (2) 新たな分野に挑戦し、その領域を拓くなど、先駆的な活躍をしている個人、企業、団体・グループ
- (3) 子育てしやすい環境づくりに取り組んでいる個人、団体・グループ
- (4) 上記の活動に対して積極的に支援を行い、男女平等参画社会に寄与していると認められる企業、団体・グループ

推薦方法

- ・推薦書類 ①くしろ男女いきいき参画表彰推薦書
②推薦のポイントとなる活動内容が具体的に分かるような資料
- ・提出方法 男女平等参画センター「ふらっと」(〒085-0016 錦町2丁目4 フィッシャーマンズワークスMOO3階)に郵送または持参(月曜日、祝日を除く)。
- ・受付期間 8月31日(水) (必着)